

令和6年度

八郎潟農業水利事業

A 1－2 幹線用水路他地質調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度八郎潟農業水利事業 A1-2 幹線用水路他地質調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、八郎潟農業水利事業の工事实施に利用するため、A1-2 幹線用水路他の地質調査を行うものである。

(場所)

第1-3条 業務位置は、秋田県南秋田郡大潟村字中野地内他で別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. ボーリング及び土質等の調査位置は、別紙-2「地質調査作業位置図」のとおりである。

なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。

2. 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第1-6条 1. 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理部門	農業 ― 農業土木 農業 ― 農業農村工学 建設 ― 土質及び基礎 応用理学 ― 地質
	農業	農業土木、農業農村工学
	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
博士	農学	
	理学又は工学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	地質	
	土質及び基礎	

2. 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、監督職員が指示した場所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に押印もしくは署名し作業内容を記録することとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、共通仕様書第1－7条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 共通仕様書第1－10条における業務組織計画の作成及び第1－11条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、共通仕様書第1－38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業内容

(作業項目及び数量)

第2－1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は、別紙－1「現地調査作業一覧表」に示すものとする。

作業項目表

・地質調査作業

作 業 項 目	数 量	備 考
1. ボーリング調査	1 式	
2. 原位置試験	1 式	
3. 室内試験	1 式	
4. 解析等調査業務	1 式	

(調査作業の留意点)

第2-2条 地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査の方法は、共通仕様書第3-3条に基づくものとする。

(2) 標準貫入試験

標準貫入試験は、各ボーリング孔において1m毎に実施するものとする。

(3) 土質試験

採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。

(4) ボーリング成果

ボーリング成果は、共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。

(5) 安全対策

現地作業の安全を確保するため、交通整理等の対策を行うこと。

(業務写真における黒板情報の電子化について)

第2-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1. から4. によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1. の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データ

の作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
（3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

（関連業務）

第2－4条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連絡を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間
1	令和6年度 八郎潟農業水利事業 A1－2 幹線用水路他実施設計業務	令和6年5月 ～令和7年3月（予定）
2	令和6年度 八郎潟農業水利事業 A1－2 幹線用水路他路線測量業務	令和6年5月 ～令和6年12月（予定）

第3章 貸与資料

（貸与資料）

第3－1条 貸与資料は次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	備 考
報告書	令和2年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 八郎潟地区全体実施設計書作成その他業務	1式
	令和元年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 八郎潟地区幹線用水路地質調査（その3）業務	1式
	令和4年度 八郎潟農業水利事業 A1－3 幹線用水路路線計画検討業務	1式
その他	国営八郎潟土地改良事業計画書	1式
	八郎潟地区全体実施設計書	1式
	監督職員が必要と認める資料	1式

（貸与資料の取扱い）

第3－2条 第3－1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
- （2）貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-9条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階

中 間 中間打合せ

最終回 成果物納入段階

打合せは、原則として、WEB 方式により実施するものとし、実施方法については、第1回打合せ前に監督職員に確認するものとする。なお、対面での打合せの必要がある場合は監督職員と協議するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は次のとおりとする。

提出先 〒010-0442

秋田県南秋田郡大潟村東1丁目1（旧秋田県農業研修センター2F）

東北農政局八郎潟農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

1. 第2-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
2. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
3. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
4. 履行期間に変更が生じた場合
5. 地質状況によりボーリング掘削延長等の数量変更が生じた場合
6. 関連業務での検討に基づき調査・試験等を追加する場合
7. その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1 現地調査作業一覧表

作業項目	規格	作業条件	数量	備考
【ボーリング調査】				
土質ボーリング（オールコア）	φ 66	砂・砂質土、50m以下、鉛直下方	66m	
土質ボーリング（オールコア）	φ 66	粘性土・シルト、50m以下、鉛直下方	17m	
土質ボーリング（ノコア）	φ 86	砂・砂質土、50m以下、鉛直下方	5m	
土質ボーリング（ノコア）	φ 86	粘性土・シルト、50m以下、鉛直下方	9m	
【原位置試験】				
標準貫入試験		砂・砂質土	66回	
標準貫入試験		粘性土・シルト	17回	
サンプリング	シワオールサンプリング		4本	
スクリーウエイト貫入試験			47m	10箇所
【解析等調査業務】				
既存資料の収集・現地調査		対象土質ボーリング本数6本	1業務	解析等調査業務費
資料整理とりまとめ		対象土質ボーリング本数6本	1業務	解析等調査業務費 一般調査業務費
断面図等の作成		対象土質ボーリング本数6本	1業務	解析等調査業務費 一般調査業務費
総合解析とりまとめ		対象土質ボーリング本数6本、試験種目数5種	1業務	解析等調査業務費
【室内試験】				
土粒子の密度試験	JIS A 1202	3個/試料	15試料	
土の湿潤密度試験	A法（ノギス法）	3個/試料	4試料	
土の含水比試験	JIS A 1203	3個/試料	15試料	
土の粒度試験	沈降分析（ふるい分析含）		15試料	

[illegible]

